掛川市条例第47号

掛川市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市公共下水道条例の一部を改正する条例

掛川市公共下水道条例(平成17年掛川市条例第97号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては 「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に 改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改	正	前

(使用料の算定方法)

第20条 使用料の額は、1月につき、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第2に掲げる使用料の区分により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額とする。

2 (略)

別表第2 (第20条関係)

使用料の区分	排除汚水量	使用料
基本使用料	8立方メート ルまで	945円
従量使用料 (1 立方メートルに つき)	8立方メート ルを超え25立 方メートルま での分	147円
	25立方メート ルを超え100 立方メートル までの分	<u>168円</u>
	100立方メー トルを超える 分	<u>189円</u>

改 正 後

(使用料の算定方法)

第20条 使用料の額は、1月につき、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第2に掲げる使用料の区分により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 (略)

別表第2 (第20条関係)

使用料の区分	排除汚水量	使用料
基本使用料	8立方メート ルまで	972円
従量使用料 (1 立方メートルに つき)	8 立方メート ルを超え25立 方メートルま での分	151円20銭
	25立方メート ルを超え100 立方メートル までの分	172円80銭
	100立方メー トルを超える 分	194円40銭

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正後の掛川市公共下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける 権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後 である公共下水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が 確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から 施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日か ら同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、な お従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。